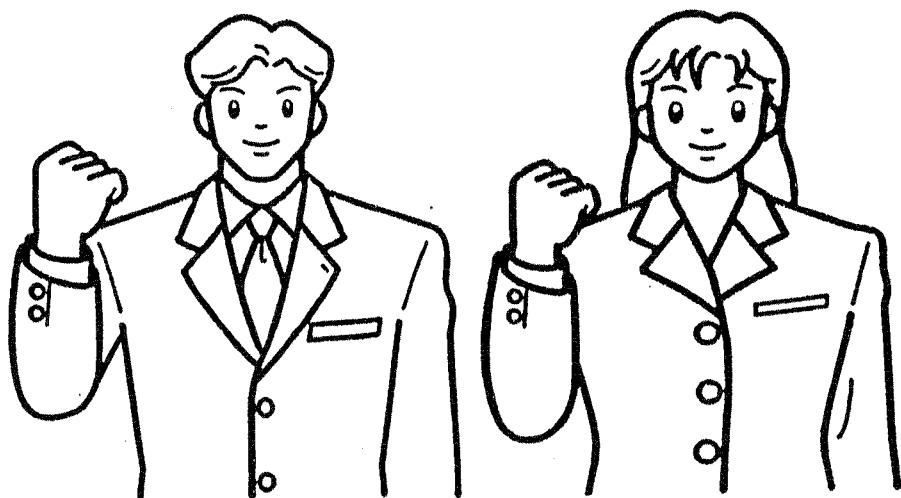


現況調査の手引



平成12年7月

大阪国税局
課税第一部・課税第二部

この冊子は、課税第一部（所得税課、資産税課、資料調査第1課・第2課・第3課）
及び課税第二部（法人税課、資料調査第1課・第2課）各課共同により、また、国税訟務
官室の協力をも得て、各税共通の視点から、基本的事項を中心に取りまとめ、作成したもの
である。

は　し　か　き

昨今の経済取引の広域化・複雑化など、社会経済情勢の急激な変化に伴い、税務におけるより的確かつ効果的な対応が必要となっている。

また、一方で納税者の権利意識やプライバシー保護の要請が従前以上に高まっている中で、適正かつ公平な課税の実現が、より一層求められている。

このような情勢の変化を念頭におき、調査事務の在り方を常に認識し、より適切な運営に努めていく必要がある。

特に、調査事務の中でも現況調査については、実地調査に際しての有効な一手法であるがゆえに、ややもするとこれに頼りすぎる場合があるので、調査対象者等と接する機会の中で、適切な対応が必要とされるものである。

したがって、実地調査の実施に当たっては、現況調査は任意調査であるといったその在り方を十分に理解しておくとともに、少なくとも任意調査の限界を逸脱したり、現況調査のみに偏った調査を行うことのないようにしなければならない。

このような観点から、この冊子は、現況調査を実施するに当たり、特に留意すべき点について取りまとめたものであり、今後の調査の際の参考として有効に活用されたい。

【 目 次 】

	ページ
I 現況調査の在り方	1
1 現況調査とは	1
2 現況調査の法的根拠	1
(1) 質問検査権	1
(2) 受忍義務と守秘義務	2
3 現況調査実施の要件等	4
(1) 現況調査における「必要性」	4
(2) 「必要性」の判断	4
(3) 事前通知	5
(4) 税務運営方針と現況調査	6
4 現況調査の限界	7
(1) 任意性の確保	7
(2) 裁量権の逸脱、濫用の防止	9
II 現況調査の実施要領	11
1 現況調査の心構え	11
2 現況調査の実施計画	11
(1) 準備	11
(2) 計画	11
3 現況調査の実施	12
(1) 臨場時	12
イ 身分証明書等の提示	12
ロ 調査の協力と承諾	13
ハ 関与税理士への連絡	14
(2) 現物確認時	14
イ 調査対象者の承諾	14
ロ 支店・事業所等への承諾の連絡	16
ハ プライバシーの保護	16
ニ 立会い	17
ホ 効果的な確認	17

ヘ 調査記録の作成	17
ト 問題が発生した場合の対応	18
(3) 書類等の預かりと返却	18
イ 書類等の区分	18
ロ 書類等の預かり	18
ハ 書類等の返却	19
(4) 現物確認終了後の留意事項	19
(5) 帰署後の復命	19
4 現況調査の実施に当たってのポイント 10	20

III 現況調査応答事例	24
1 臨場時における対応	24
(1) 身分証明書等の提示	24
(2) 調査の協力と承諾	25
(3) 調査担当者の待機	26
2 現物確認時における対応	27
(1) 現物確認についての承諾	27
(2) 支店・事業所等における現物確認	27
(3) プライバシーの保護	28
(4) 効果的な確認	29
(5) 書類等の区分	29
(6) 書類等の預かり	30
(7) 書類等の返却	30
(8) 現物確認終了後の留意事項	30

《参考資料集》

1 参考条文	32
「当該職員の質問検査権」	32
「受任義務及び守秘義務」	33
2 現況調査時の各種様式	35

I 現況調査の在り方

1 現況調査とは

現況調査とは、調査日現在における、取引の原始記録、証憑書類等、現金、売掛金、棚卸資産、買掛金、借入金等の資産及び負債並びに事業内容等についての状況を確認すること（以下「現物確認」という。）により、納税者の帳簿書類等や申告の内容等の真実性等について照合検討を行うことを目的とするものである。

また、現況調査の基本的なねらいは、過去の事業実態や資産の保有状況などを検討するため、現時点で把握したありのままの資料を基に、過去にさかのぼって調査を展開することにある。したがって、実施に当たっては、無予告及び予告して行う場合、あるいは調査過程で隨時に行う場合など、事案に応じた最も効果的な局面を見定め、円滑に行うよう努める必要があるとともに、現況調査は質問検査権行使の一形態であり、調査対象者の承諾を前提とする点で国税犯則取締法上における強制調査とは根本的に異なり、調査対象者の理解と協力を得ながら課税資料等を収集する調査手法であることを、十分認識しておく必要がある。

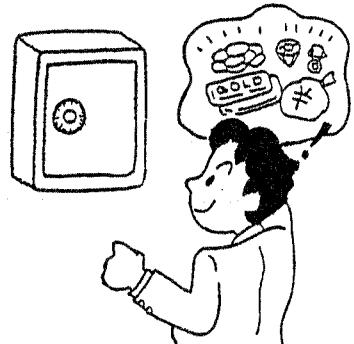
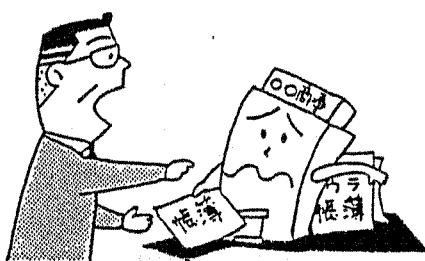
2 現況調査の法的根拠

(1) 質問検査権

各税法（所得税法234条、相続税法60条、法人税法153条ほか）において、当該職員は各税に関する調査について必要があるときは、調査対象者に質問し、また、調査対象者の帳簿書類その他の物件を検査することができる旨規定されていることから、調査上必要な事柄であればそのすべてが質問の対象となり、調査対象者の帳簿書類その他の物件のすべてが検査の対象となる。

しかしながら質問検査権は、犯罪捜査権のよう
に相手方の承認ないし協力を前提とせず一方的な
強制力をもって行使しうる性格のものではなく、
この意味においていわゆる任意調査の権限にとど
まっている。

したがって、現況調査における検査の対象物には、各税の調査対象となる事業や財産に関するもので調査上必要と認められるものはすべて含まれるが、あくまでも調査対象者の同意の下に提出されたものに限られる。



(2) 受忍義務と守秘義務

憲法第30条の「納税の義務」に由来して、適正公平な課税の実現を図るために行使される質問検査権が各税法に規定されている。

調査対象者等は、質問検査権の行使が調査対象者等の権利を不当に侵害するなど、調査対象者等の拒否が社会通念上やむを得ないものと認められる場合などを除き、原則として、質問・検査に応じて、課税標準の計算の基礎となる帳簿や資料を開示してその内容を説明する義務（受忍義務）がある。

また、各税法はこの質問検査権の行使を実効あるものとするため、質問に対する不答弁や検査の拒否、忌避についての罰則規定（所得税法242条、相続税法70条2項、法人税法162条ほか）を設け、調査対象者等の一方的な判断によってこれを拒絶することを間接的に抑制している。

これらのことから、質問検査権に基づく調査は「間接強制」調査であるとも言われている。



《参考判例》

- 質問調査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的、心理的に強制されているものであって、ただ相手方において敢えて質問検査を受忍しない場合には、それ以上直接的、物理的に右義務の履行を強制し得ないという関係を称して一般に「任意調査」と表現されているだけのことである。

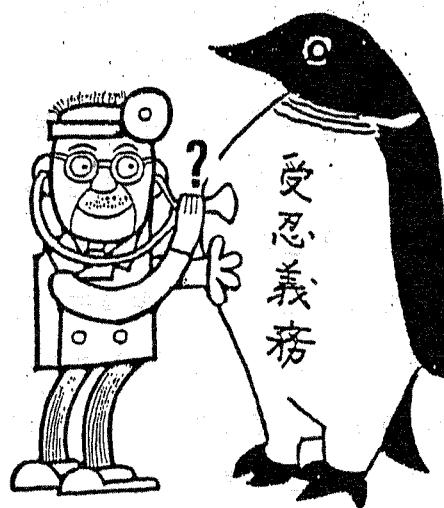
（昭和48. 7. 10最高裁）

一方、税務職員には国家公務員の守秘義務（国家公務員法100条1項、（罰則）同法109条）に加え、各税法に基づき質問検査権を使用した結果知り得た内容については、秘密保持の義務（所得税法234条、相続税法72条、法人税法163条ほか）が定められており、これに反して調査上知り得た秘密を漏らし、または、盗用した場合は罰則が適用されることになっている。

したがって、調査の過程で税務職員が企業の営業上の秘密や個人の秘密に属することを知り得る可能性があるとしても、調査対象者等がそれをもって、質問検査権の行使を拒否する正当な理由とはできない。

- 医師など特定の職業人の守秘義務との関係
医師、弁護士、公認会計士等の特定の職業については、各種の法律によって守秘義務が課されていることから、これをもって調査を拒否する理由とする例も見受けられるが、例えば、医師のカルテについては、所得税法第234条に定める「調査について必要があるときは事業に関する帳簿書類その他の物件」に該当すると解されているところである。

なお、カルテ等の調査を行う場合には、その調査事項を所得計算上必要な範囲にとどめ、患者のプライバシー等所得計算に関係のない事項に触れないよう特に配意する必要がある。



《参考判例》

- (歯科医師の守秘義務に係る書類〔カルテ〕を検査したこと、申告期限未到来分のカルテを検査したことは違法であるとの納税者の主張につき)

右カルテは「事業に関する帳簿書類その他の物件」に該当し、提示されたカルテを検査したことは適法であり、提示されたカルテは書き換えられた後のものであって、当初のカルテは破棄されているとして提示されず、かつ、右書類書換えの理由も曖昧であったのであるから、使用中のカルテを検査したことは当然のことであり、税務職員の合理的な裁量の範囲内である。

(平成元. 9. 14東京地裁)

3 現況調査実施の要件等

(1) 現況調査における「必要性」

各税法では、「当該職員は、○○税に関する調査について必要があるとき」といった表現で質問検査権行使の要件を規定しており、税務職員による合理的な裁量を認めている。

これは、税務調査の必要性は経験則による事実認定など判断に専門性を要することから、一律に必要性の基準を設けることは困難であるからであって、職員のし意的な判断を認めたものでないことは、質問検査権行使の一形態である現況調査についても同様である。

多くの判例も、質問検査権の行使は適正公平な課税の実現のために認められたものであり、質問検査の必要性と相手方の私的利息との衡量において、社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを行使する権限ある税務職員の合理的な判断に委ねられているものと解している。



《参考判例》

- 所得税法 234条1項の規定は、国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的な事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、職権調査の一方法として、同条1項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めた主旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利息との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきである。

(昭和48. 7. 10最高裁)

(2) 「必要性」の判断

質問検査権の行使に際しては税務職員の裁量権が認められていることをもって、安易に現況調査を行うことは避けねばならない。

現況調査は、調査対象者等から提示される帳簿書類等の調査だけでは、その調査対象者の申告内容等の検討が効果的できないと認められる場合などに実施するが、具体例として、通常次のような場合に行なうことが考えられる。



- ① 記帳状況及び関連帳票の保管状況が悪く、帳簿調査が十分に行えない場合
- ② 不正計算が想定され、かつ、その事実解明に原始記録等の把握を要する場合
- ③ 業種・業態が現金取引を主体としているため、現金管理状況等の確認を要する場合
- ④ 調査の過程で特に現場物件の確認を要する場合



《参考判例》

- 調査当日の売上及び現金管理の状況を調査することは、原告（そば屋営業）のように売上が毎日の現金収入を主とする業種にあっては、合理的な必要かつ相当な範囲にとどまるものと認められる。

(昭和52. 9. 29東京地裁)

(3) 事前通知

一般の調査においては、調査対象者への事前通知の励行に努める旨、税務運営方針にうたわれているが、これは、税務調査は納税者の理解と協力を得て行うものであることから、事前に調査日時を連絡するよう努めるという主旨であって、事前通知自体は質問検査を行うまでの要件ではない。



《参考判例》

- 質問検査の範囲、程度、時期、場所等の実定法上特段の定めのない実施項目については、質問検査の必要性と相手方の私的利害との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを権限ある収税官吏の合理的な選択に委ねたものと解するのが相当である。そして、この場合、実施の日時場所の事前通知、調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知などは、質問検査を行う上で法律上一律の要件とされているものではない。

(昭和58. 7. 14最高裁)

(4) 税務運営方針と現況調査

税務運営方針は、税務行政の執行に当たり基本とすべきものとして、国税庁が昭和51年4月1日に定めたものである。

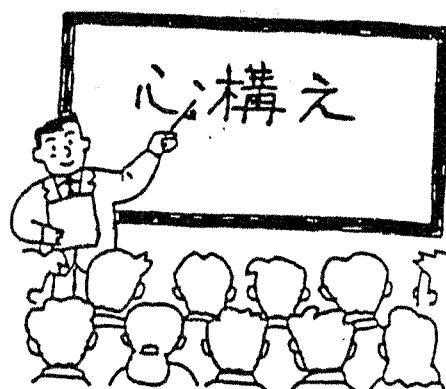
税務運営方針に定められた現況調査に関する記述を抜粋すると、

○ 調査方法等の改善（税務運営方針 第二 各論 1 直税関係）

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利息の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

とあるように、調査対象者の自主的な理解と協力を得て、円滑な税務行政を遂行しようとする観点から、調査担当者の心構えを説いたものである。

現況調査はその性質上、調査対象者の事業活動や諸権利に及ぼす影響が少なくなく、心理的な負担も大きいことから、無計画又は、不必要的現況調査は排除すべきであるが、税務運営方針の主旨は、必要な現況調査についてまで特に制約を加えるものではない。



《参考判例》

○ 税務運営方針の中に、税務調査に際しては、できる限り納税者の便宜を計り、事前通知の励行を求める記載があり、また、本件において、調査官が納税者方を訪れるにあたって事前の連絡をしなかったことは認められるが、右税務運営方針は、納税者の自主的な理解、協力を得て、円滑な税務行政を遂行しようとする観点から、担当者の心構えを説いたものに過ぎず、これに反する税務調査が直ちに違法となるわけではない。

（昭和63. 1. 27名古屋地裁）

4 現況調査の限界

現況調査はいわゆる任意調査であるため、調査対象者等からの現況調査に対する「承諾」を得ることが最も重要であるが、場合によっては調査対象者等からの承諾を得難い場面もあり、また、調査上の必要から、調査担当者が居住区画など調査対象者等の抵抗感が強い場所への立ち入りを行う場合もあることから、現況調査の実施に際してはトラブルが発生しやすく、調査担当者には適切な状況判断が求められる。

特に、現況調査における調査担当者の行為が違法とされた裁判例では、大きく分類して、「納税者の任意性の欠如」及び「税務職員の裁量権の逸脱、濫用」が指摘されている。

(1) 任意性の確保

調査対象者等から得る現況調査に対する承諾は、明確な意思表示をもって行われること、つまり、「明示の承諾」が原則である。

ただし、判例では例外的に「默示の承諾」が認められる場合もあるとされている。



《参考判例》

- 質問検査権の行使は任意調査の一種と解すべきであるから、その行使に際しては相手方の承諾を要するものであるところ、その承諾は必ずしも明示の承諾に限られるものではなく、場合によっては默示の承諾も許されるものと解するのが相当である。

(平成10. 3. 19大阪高裁)

しかしながら、「默示の承諾」は明示的に拒否はしない姿勢なのか、默示的に認容する姿勢なのか判然としないため、後日の紛争の火種となりかねないことから、「明示の承諾」を得る努力を怠ってはならない。

【ポイント】

★ 「默示」とは？ 「ことばや文字によらずに自分の意思を示すこと」（三省堂国語辞典より）

「黙視」＝「黙って見ていること」とは意味合いが違うことに注意！

『明確に拒否しなければ承諾したものと同じ』といった考え方は誤りである。



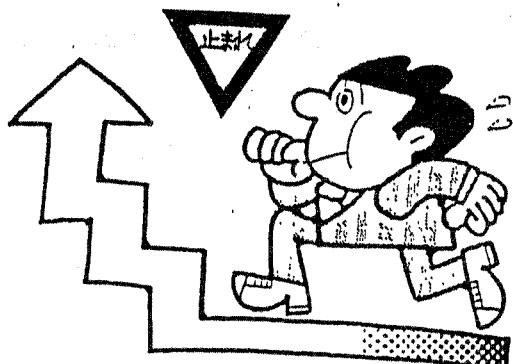
《参考判例》

- (調査担当者らが納税者の妻の見守る中、店舗内の検査を行った行為は、納税者及びその妻の承諾を得ないでなされた、違法な質問検査権の行使であるとして) もっとも、妻は調査担当者らが検査するのを明示的に拒否することまではせず、また、レジペーパーを取り出し、調査担当者らの求めに応じてレジの点検キーを押して現金との照合をするのに応じていることから、調査の全体を黙示的に認容したのではないかとみられなくもないが、全体としてみれば調査協力には消極的な態度を続けたものであり、調査全体を容認する態度を示したと認めることは困難である。

(平成10. 3.19大阪高裁)

また、現金や帳簿、書類などの現物確認については、調査担当者が直接手を触れずに調査対象者等の手を介して行われる場合は、現況調査の任意性が損なわれるおそれは比較的少ないと考えられるが、現物確認を行う場所への立ち入りは調査担当者自身が行うことから、「承諾」が欠落する危険性が高い。

したがって、事業所と密接した居住区画への立ち入りを行う場合や、納税者が不在の場合については、特に慎重に対処すべきである。



《参考判例》

- (税務職員が納税者の姉に調査のため二階に上がらせてほしいと説得をしていたところ、母親が唐突に二階に上がったことから、一人の職員が「ちょっと上がらせてもらいますよ。」といって二階に上がったことにつき) 二階部分は母や姉の居住部分であって、プライバシーの保護がより重要視される場所であり、まして女性二人の居住部分であり、見知らぬ男性の臨場を好ましからざるものと思っていたであろうことを考えると、二階に上がることを制止しなったことをもって黙示の承諾があったとみることはできず、居住者の拒絶の意思に反して居住部分に立ち入ることが許されないことは明らかであるから、母や姉の承諾を得ないで二階に上がった行為は、社会通念上の相当性を逸脱した違法な行為であると解するべきである。 (平成10. 3.19大阪高裁)



《参考判例》

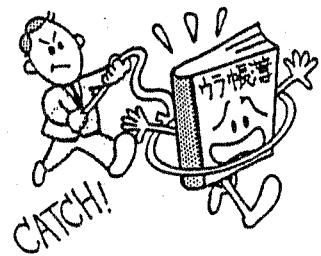
- 国税調査官が税務調査のため店舗に臨場し、納税者の不在を確認する目的で、納税者の意思に反して店舗内の内扉の止め金を外して作業所の入口付近まで立ち入った行為は、所得税法 234条（当該職員の質問検査権）1項に基づく質問検査権の範囲内の正当な行為とはいえず、国家賠償法1条1項（公権力の行使に基づく損害賠償責任）に該当する。

（昭和63.12.20最高裁）

調査対象者は、現況調査には同意したもの、本人にとって都合が悪い物の提示を拒んだり、いったん提出したものを引き上げたりすることがある。

このような場合でも、それ以降の検査を強行して、拒否物件を取り上げるなどの直接的な強制行為は違法となる。

しかしながら、現況調査をいったん拒否された場合でも、引き続き説得にあたることは判例でも認められており、適切に対応する。



《参考判例》

- 略…そこには当然に事業に関する帳簿書類等が保管されているものと思われるから、調査の必要性が認められる場合であり、納税者が一旦拒絶した場合であっても、担当係官において、なお相当の説得を試みることは何ら差し支えない。

（平成 5. 5.11広島地裁）

(2) 裁量権の逸脱、濫用の防止

現況調査が違法、不当とされる場合としては、質問検査権行使に係る裁量権の逸脱、濫用が挙げられるが、判例では具体例として「被調査者の営業妨害や名譽及び信用の著しいき損」を判示している。

現況調査の実施に当たっては、常識的判断をもって適切な調査手法を選択すべきであり、少なくとも、納税者の営業や私生活上の重要事項に多大な影響を与えると判断される場合には、その実施を見送り、他の調査手法をもってこれに替える必要がある。



《参考判例》

○ 所得税法第 234条（当該職員の質問検査権）の質問検査権の行使に関する税務職員の裁量権の行使が、その範囲を逸脱したり濫用にわたるとときは、質問検査権の行使が違法となることは、法の一般原則に照らして明らかである。このような場合として、被調査者の営業を妨害したり、その名誉や信用が著しくき損されたことを挙げることができる。

（昭和61. 7.11大阪高裁）

【ポイント】

★ 裁量権の逸脱、濫用にはどのような行為が該当するか？

- ・ 事業所の開店準備作業を著しく遅延させる
- ・ 質問・検査による拘束で、冠婚葬祭への調査対象者等の出席を妨げるなどの例が、考えられる。

II 現況調査の実施要領

1 現況調査の心構え

現況調査は、質問検査権の規定に基づくいわゆる任意調査の中の一手法であるため、現況調査の実施に当たっては任意調査の限界を逸脱してはならず、また、現況調査のみに片寄った調査を行ったりすることのないよう配意する必要がある。

調査対象者に対して強制的な調査的印象を与えると、無用の不信感や対立感情を抱かせて、調査の円滑な推進を阻害するようなことになりかねない。

したがって、現況調査の実施過程においては、申告内容等の実態検討に必要な問題点について効果的かつ効率的な方法で実施することは当然のことながら、常に調査対象者の理解と協力を得て行う必要があることを十分認識し、適正に実施するようにしなければならない。

2 現況調査の実施計画

現況調査は、調査を効果的に展開するための初動調査において重要なものであることから、要領よく迅速かつ慎重に実施する必要があり、準備調査において現況調査の目的やその必要性を十分に検討した上、調査対象者の業種、取引経路、決済状況等からみて、必ず作成されないと考えられる帳簿書類、調査の展開上必ず把握する必要がある事項等を具体的に検討する。

また、準備調査や内外観調査の結果等を踏まえ、事前通知をしないで行う必要があるのか、事前通知をした上で行った方が有効であるのか、質問検査をどのようにすればトラブルがなく帳簿書類等の提示が得られるかなどについて十分検討しておく必要がある。

(1) 準備

準備調査の際には、過去の調査事績や確定申告書、決算書等その他内部資料に基づき分析検討を行い、調査すべき問題点、事前通知の有無及び現況調査の要否について検討する。

また、できるだけ内外観調査を実施し、事業活動の実態等を事前に把握するとともに、その過程において不正発見の端緒となる情報の収集と調査の参考となる事項の確認を行う。



(2) 計画

現況調査の実施に当たっては、着手場所、着手時刻等について、統括国税調査官等と打合せの上、実施計画を策定するとともに、調査対象者の問題点、現況調査の留意事項等につい

て、十分に検討を行う。また、トラブル発生時の対応・連絡体制を確認する。

イ 着手場所

- ・ 法人の本店、支店、個人の事業所、居宅、工場等

ロ 着手時期

- ・ [REDACTED]

ハ 着手時刻

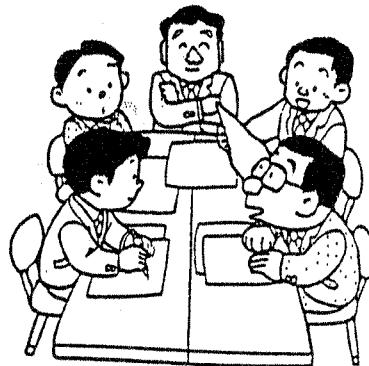
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

ニ 面接者

- ・ 本人、役員・事業専従者
- ・ 経理責任者、事業所・工場の責任者等

ホ 着手人員と分担

- ・ 事業規模、着手場所の数により着手人員の確保及び分担の決定
- ・ 調査困難が予想される場所等はできる限り2名以上で実施
- ・ 複数で着手する場合のチーフ（責任者）の決定



3 現況調査の実施

調査担当者は、現況調査の状況、調査対象者の対応・主張などについて、適時、統括国税調査官等に報告して、指示を受け、調査の状況等の変化に的確に対応する。

なお、臨場時に不測の事態が生じた場合には、必ず統括国税調査官等に報告し、その後の調査方針について指示を受ける。

また、調査対象者の協力が得られない場合は、冷静に粘り強く説得に努めるとともに、現況調査は調査の一手法であることを踏まえ、幅広く他の調査手法（帳簿調査・反面調査・銀行調査等）による調査の展開を図る。

(1) 臨場時

イ 身分証明書等の提示

臨場場所の入り口等で、応対者が調査対象者又は役員・事業専従者などの責任ある者かどうかを確認した上、身分証明書及び質問検査章を提示し、身分・氏名を明らかにする。

応対者が従業員等であった場合は、調査対象者に面



接したい旨を伝えるとともに、従業員等から用件等について求められた場合は、「〇〇税務署」であるとはっきり告げ、用件については直接、調査対象者に説明する旨を伝える。

【調査対象者が不在の場合】

調査対象者が不在の場合は、役員・事業専従者などの責任ある者に面接し、調査対象者に連絡をとるよう依頼する。

この場合、行き先等について確認するとともに、連絡がついた場合には、できるだけ早く帰って来てもらうよう依頼するほか、調査対象者が不在の間、調査の立会いを代理してもらえる人物を指名してもらうなど、調査の展開が図られるよう配慮する。

□ 調査の協力と承諾

調査対象者には、調査の責任者から「税務調査」（質問検査章に記載されている税目すべてが対象）のため臨場した旨をはっきりと伝え、調査に対する協力と承諾を得る。

事前通知を行わなかった場合において、調査対象者が調査の延期を申し立てる場合が多いが、真にやむを得ない理由以外は、冷静に粘り強く説得に努める。

調査対象者の協力と承諾が得られるまでの間は、事務室内等には必要最小限の人数を待機させるにとどめ、待機させる場所については、できるだけ目立たず、かつ、事務室内が見渡せる場所を選ぶなどの配慮に努め、来訪者等の多い業種の場合は特に留意する。

【調査対象者から調査を拒否された場合】

調査対象者に対し、調査の必要性及び調査に対しての受忍義務を合理的に説明するなどにより、調査に協力するよう説得し、承諾を得るようにしなければならない。

【調査対象者と連絡が取れない場合】

役員・事業専従者などの責任ある者に対し、その者の分かる（責任の）範囲内での調査協力を求める。

役員・事業専従者などの責任ある者の了解が得られない場合は、無理することなく再度臨場を検討する。

なお、税理士関与の場合は、税理士を通じての説得も考慮する。





《参考判例》

○ 原告の妻は臨場した調査担当者らに対し、原告が不在であるため出直して欲しいと述べていたこと、その対応は、主として調査担当者らの質問に対し口頭で答える程度の消極的なものであったといえることに照らすと、原告の妻の默示の承諾があったものとは認めがたい。したがって、右調査は、原告の妻の承諾を得ないままなされた、任意調査として許される程度を逸脱した違法なものであると認められる。

(平成12. 2. 25京都地裁)

ハ 関与税理士への連絡

税理士が関与している場合は、「税理士の立会い」について、調査対象者に確認し、税理士に連絡するなど所要の措置を講じる。

また、その際には、税理士に対しても調査への協力を依頼する。

(2) 現物確認時

・ 現物確認の過程においては、調査対象者等は自分が不利となることを避けるため、種々の理由を見つけて調査忌避を図ったり、あるいは、調査書類が不正計算の資料である場合に、事業に關係のない個人の私物であると主張して、書類の提示を拒否したり、又は事業所から持ち去ろうとすることがしばしば見受けられる。

このように不正計算の資料を隠ぺいしようとしたり、又は調査対象者の申立てが事実と相違していると考えられる場合には、調査対象者の主張をそのまま受け入れることなく、調査の受忍義務があることを理解してもらうとともに、調査担当者にも、守秘義務がある旨を十分に説明して調査の必要性を納得させながら、調査協力を得るよう努めることが必要である。

イ 調査対象者の承諾

調査対象者に対し、現物確認を行うことの承諾を得る。

なお、承諾を得る際には、漠然とした表現ではなく、具体的に「事務室内にある調査対象者及び従業員の机・金庫・キャビネットを確認したい。」などと説明する。

また、支店・事業所等がある場合は、支店・事業所等における現物確認についても併せて承諾を得る。



現物確認の承諾を得た後、調査対象者から（本社等の）役員・経理責任者等へ直接調査に協力するよう指示してもらうとともに、支店・事業所等へも、調査対象者から現物確認の承諾をした旨について連絡するよう依頼する。

【ポイント】

- ★ 現物確認は、常に相手の承諾の下で実施する。

現物確認に当たっては、金庫、机の引出し、ロッカー類をはじめ、必要に応じて、所持するバッグ、手帳、居宅の保管書類等に至るまで調査する場合もあるので、調査対象者に対して、それらのものの調査の必要性を十分説明して協力を求め、常に明示の承諾を得た上で実施する。

また、威圧的・高圧的な態度や乱暴な言葉遣いは、厳に慎む。

【個人の私物であると主張され現物確認の承諾が得られない場合】

○ 役職等により調査に関する重要人物であると想定される者の場合

調査対象者、役職等により調査に関する重要人物であると想定される者から、個人のカバン、バック等について、「個人の私物であり、事業には関係ない」などと主張され、現物確認の承諾が得られなかった場合は、更に説得を続けるほか、調査担当者を他の者に替え説得に努めるなど各種の方策を講じる。

また、どうしても承諾が得られない場合は、調査に対する協力を得つつ、他の調査手法（帳簿調査、反面調査、銀行調査等）による調査の展開を図る。

○ 役職等から調査に関する重要性が低いと想定される場合

できる限り協力を求めるが、重要性が低いと判断される時は、必要以上に固執しない。

【ポイント】

- ★ 現物確認は、重要性を考えて実施する。

現物確認は、その重要性を考えて、必要がある場合には十分説明して承諾を得た上で実施するが、無理強いをすることのないよう留意する。

どうしても承諾を得られない場合、あるいは重要性が低いと想定される場合などは、反面調査等他の方法で調査を進める。

口 支店・事業所等への承諾の連絡

本社の調査責任者は、調査対象者が支店長等に対し、税務調査へ協力する旨の指示をした後に、支店等の調査担当者へ調査対象者の承諾を得られたことを伝える。

支店・事業所等における現物確認は、調査対象者からの「承諾の連絡」があった後に実施し、それ以前に行うことのないよう注意する。

ハ プライバシーの保護

自宅などのプライバシーの保護が重視される場所（部分）の現物確認については、特に念押しし、明確な承諾を得た後に実施する。

特に女性の居住部分や女性のバック等の内容物の現物確認に当たっては、承諾を再度確認するなど慎重に実施する。

また、女性の居住部分等の現物確認が必要になると見込まれる場合は、出来る限り女性職員を同行するよう努めるとともに、女性職員が現物確認を担当するよう配意する。



【ポイント】

★ プライバシーに関する部分の現物確認は、特に念押しするなど明確な承諾を得る。

居宅、バッグ、手帳など、プライバシーに関わる部分、特に女性に関するものについて現物確認を行う場合は、更に念押しするなどして明確な承諾を得た後で実施する。



《参考判例》

- 調査担当者が、従業員が繰り返し拒否したにもかかわらず、その所持するバッグを強引に取り上げて中を開披し、在中していた手帳まで取り出してページをめくって見始めたことは前判示のとおりであり、これは同女の明示の意思に反するうえ、女性のバッグの内容物、とりわけ手帳の中身等はプライバシー保護の要請が大きいことに照らすと、任意調査として許される限度を著しく逸脱した違法なものであるというべきである。

(平成12. 2. 25京都地裁)

二 立会い

自宅及び事務室等の現物確認に当たっては、調査対象者又は調査対象者が承諾した関係者（家族・役員・従業員・税理士等）で調査担当者が相当と認めた者（以下「立会人」という。）の立会いを求める。

ホ 効果的な確認

調査担当者は、不正計算及び非違事項を想定し、調査に必要のある範囲で効率的に現物確認を実施する。

机等は、調査担当者自身で直接開けずに、調査対象者又は立会人に開けてもらい、その中の書類等を出してもらった上で確認する。

特に、現金・貴金属などについては、トラブル防止のためにも調査担当者が直接手を触れないよう留意し、金庫などから現金・貴金属などが出てきた場合には、調査対象者又は立会人に、誰の所有か等を確認するとともに、金種・枚数・種類などを確認してもらう。

調査のために必要な帳票類の提出を求める場合は、調査対象者の了解を得た上、保管場所に同行して、保管状況や現物を確認する。

ヘ 調査記録の作成

トラブル等に備え、調査対象者の承諾の有無、現況調査の内容等について、調査対象者等との応接状況を調査書等に具体的に記録する。



ト 問題が発生した場合の対応

現物確認を行っている際にトラブル・苦情等が発生した場合は、調査担当者だけで判断することなく、直ちに統括国税調査官等に報告の上、その後の対応について統括国税調査官等の指示に従う。

(3) 書類等の預かりと返却

イ 書類等の区分

現物確認した書類等については、①当日中に検討を要するもの、②翌日以降の検討でよいもの、③預かるものなどに区分し、効率よく分析検討する。

書類等の預かりは、その後のトラブル等の原因となることが多いので、原則として
書類等の検討は、臨場場所で行うこととするが、やむを得ず預かる場合は、次に掲げる「書類等の預かり」に留意する。

ロ 書類等の預かり

書類等を預かる際には、調査対象者の承諾を得た上、預かる書類等を整理し、必ず書類ごとにその具体的な内容を表示した預り証を作成する。

【ポイント】

★ 小切手等は預からない。

小切手・手形などは預からず、現物確認時に複写を求め、又は所要事項を書き写し、直ちに調査対象者又は立会人に返却する。

また、預かり書類等については、必ず調査対象者又は立会人の確認を求める（預り証には、調査担当者の連絡先等を記載する。）。

支店等において書類等を預かる場合も、調査対象者の承諾を得、上記と同様の手続きを取る。

預り証は、返却時に預かり書類等と交換になるので、保管するよう調査対象者に説明する（預り証は、必ず控え（写し）を作成する。）。



【書類等の預かりについて協力が得られない場合】

書類等の預かりについて協力が得られない場合には、調査を効率的にするために必要であり、調査対象者においても調査期間が短く済むことなどを説明し、更に説得に努めるが、なお承諾を得られないときは、必要最小限の書類に限定したり、期限を短縮するなどして、再度説得に努める。



《参考判例》

- 税務調査に際して調査担当者に帳簿書類を提示する義務が原告会社にあるとしても、それらの書類を調査担当者に預託したり、コピーさせたりする義務まで当然には認められないから、これを原告会社から拒否されたからといって、そのことが直ちに調査非協力の事由に当たるとはいえない。

(平成 6.11.7京都地裁)

ハ 書類等の返却

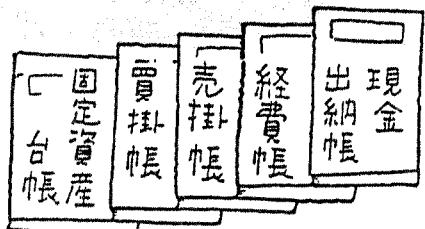
現物確認が終了した書類等については、調査対象者又は立会人の確認を受けた上で、当該書類の保管場所に戻す。

預かり書類等を返却する場合は、調査対象者又は立会人の立会いの下、預かり書類等を確認してもらい預り証と交換する（預かり書類等のうち一部を返却する場合は、必ず調査対象者又は立会人に預り証及びその控え（写し）にその旨を記載してもらう。）。

(4) 現物確認終了後の留意事項

現物確認終了後は、確認した資料等すべてのものについて、確認前の状態に戻し、調査対象者にじ後の不快感が残らないよう留意する。

また、テーブル、灰皿等使用したものについても確実に整理するとともに、調査関係書類等の置き忘れがないか必ず確認する。



(5) 帰署後の復命

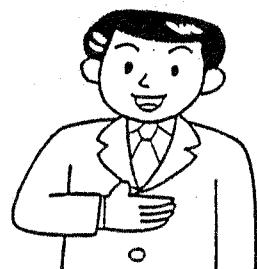
帰署後、遅滞なく統括国税調査官等に対して現況調査の実施状況について確實に復命し、今後の調査展開の指示を受ける。

4 現況調査の実施に当たってのポイント10

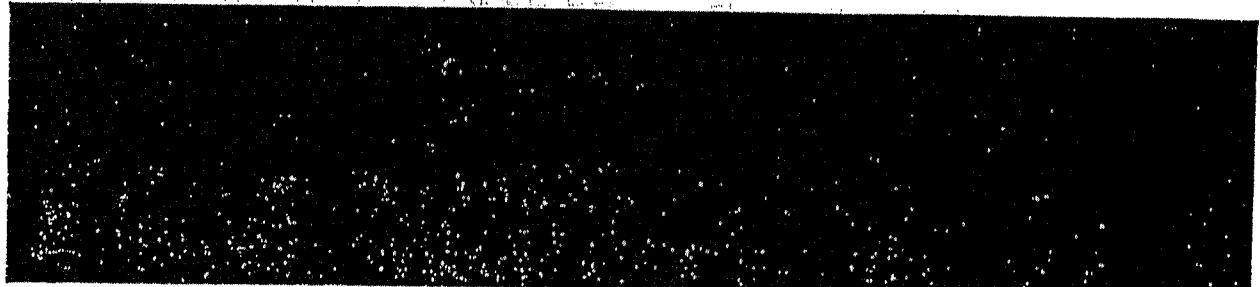
ポイント 1 調査対象者に不信感を持たせない

現況調査の際には、調査対象者の心理は、調査を予期していなかったことから不安定な状態にあり、調査対象者の現況調査に対する理解度合いのいかんによつては、往々にして、調査対象者と調査担当者との間に感情のもつれ等の問題が引き起こされがちである。

したがって、現況調査に当たっては、威圧的・高圧的態度や乱暴な言葉遣いは厳に慎み、穏やかに接し、調査対象者に不信感を持たせないように配意する必要がある。



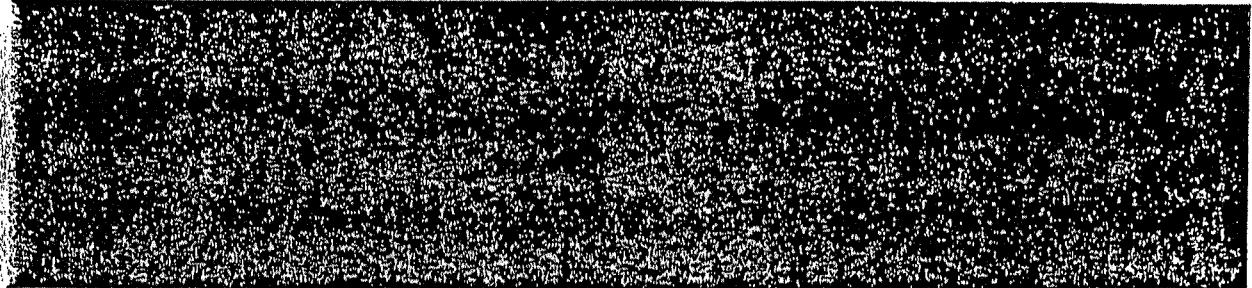
ポイント 2



ポイント 3 要領よく調査を進める

現況調査は、帳簿調査に比べて、調査対象者をより強く束縛するものであるから、「参考資料集」の各種様式等を活用するなどして、できる限り要領よく実施する必要がある。

ポイント 4



ポイント 5 現場資料は的確に収集し、内容の検討は詳細に行う

現況調査の際には、まず、現場資料を的確に収集し、次に、それらの資料等を一箇所に集めて申告内容等にどのように反映しているかを検討する。

収集した資料をその場で検討すると時間的ロスが多くなり調査対象者に掛ける負担も大きく、十分な検討が行えないので、即時に検討できないものは、一箇所に集めた後で資料相互間の整合性等を詳細に検討する。

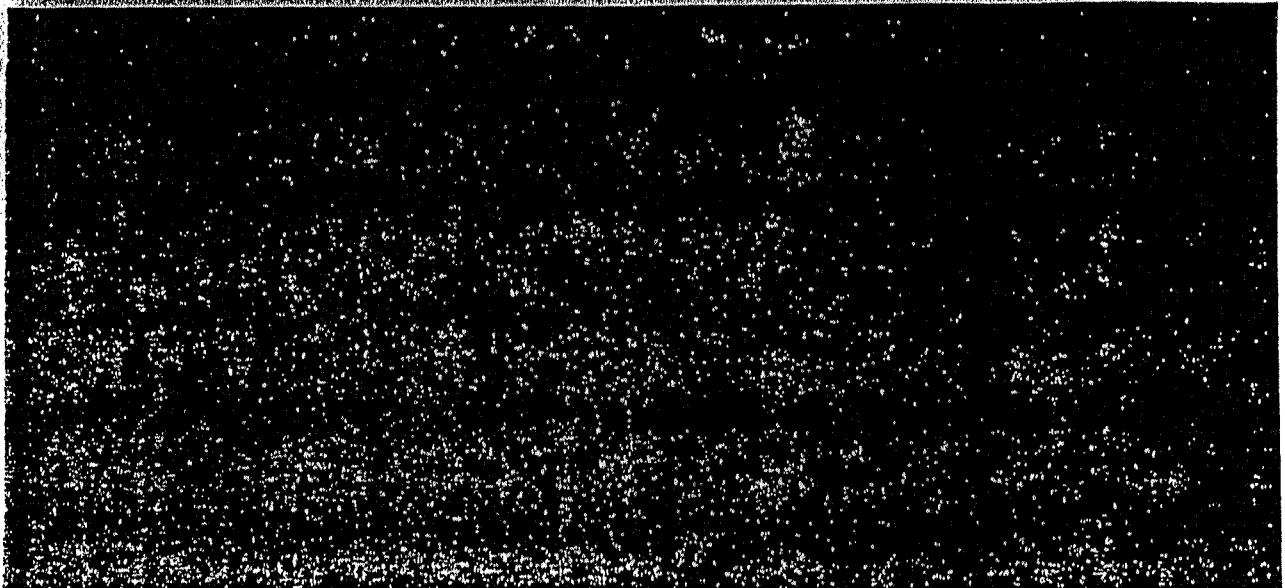


ポイント 6 不審点を十分に検討する

検討の対象とした資料等について、不審点があるときには、その実態について十分に検討し、不審点を解明する。

そのためには、当日中に実態を解明できなかった資料については、調査対象者の承諾を得た上で、預かるか又は手元にコピー（写し）を残し、その実態の完全な解明に至るまで検討できるような措置を講ずる。

ポイント 7



ポイント 8 質問はタイミングよく、的を絞って行う

不正計算の記録等、課税上有効な資料を把握した場合には、現場で収集した有効資料を最大限に活用し、調査対象者に厳しく質問することが大切である。

また、不正計算の一部と推察される事実を発見した場合には、その不正を誰がどのような方法で行ったかを調査対象者の立場に立って十分に推測し、その不正計算に伴う関係資料を多角的に収集することに心掛け、不正事実に確信を得た上で、的を得た質問に心掛ける。



ポイント 9 質問の相手方と場所を選ぶ

不正計算の端緒を把握したときには、その不正計算を行った者に対しては、別室などで追及するなどして、従業員などの面前での質問は、努めて避けるなどの配意が必要である。

ポイント 10 確認書の作成

聴取した事項は、必ず要点を記録するとともに、不正計算を行っている調査対象者については、確認書を作成する。

【参考】

<作成上の留意事項>

- ・ 日時、場所、相手を特定した上で作成
- ・ 形式にこだわる必要はないが、不審事項の一つ一つについて、「何の原則（誰が・いつ・どこで・何のために・何を・どのようにして・何をもって・何をしたか）を念頭において作成することが必要
- ・ 調査対象者が自らの意思により作成し、提出したものであることが重要

III 現況調査応答事例

1 臨場時における対応

(1) 身分証明書等の提示

〈担当者〉 おはようございます。（身分証明書等を提示しながら）大阪税務署の鈴木と申しますが、佐藤（調査対象者）さんはいらっしゃいますか。

〈従業員〉 佐藤は居りますが、どのようなご用件でしょう。

〈担当者〉 はい、用件については、直接私からお話しいたしますので、佐藤さんに、そのようにお伝えいただけますか。
よろしくお願ひします。



【調査対象者が不在の場合】

〈担当者〉 おはようございます。（身分証明書等を提示しながら）大阪税務署の鈴木と申しますが、佐藤さんはいらっしゃいますか。

〈従業員〉 佐藤は、ただいま出張しており、不在ですが、どのようなご用件でしょう。

〈担当者〉 そうですか、用件について、直接私からお話ししたいと思いますので、お手数ですが佐藤さんに連絡を取っていただけませんか。



【調査対象者に連絡が取れない場合】

〈従業員〉 佐藤には、どうしても連絡が取れません。どういたしましょうか。

〈担当者〉 それでは、こちらの（役員・経理等の）責任者はどなたでしょうか。
ご挨拶させていただきたいのですが。

〈役員等〉 私が、総務を担当している田中（責任者）です。

〈担当者〉 （身分証明書等を提示しながら）大阪税務署の鈴木と申します。
本日は、〇〇税の税務調査で伺いました。

佐藤さんが、不在ですので、田中さんの知つておられる（責任の）範囲内で調査に対するご協力を願いできまへんか。

〈役員等〉 佐藤の了解がないことには、お答えできません。

〈担当者〉 会社の組織的な事柄や従業員さんの人数など概略的なことで、田中さんの
知つておられる（責任の）範囲内で結構ですので、ご協力を願いします。
それから、ご面倒ですが、佐藤さんには、何度かご連絡を取つていただく
よう、お願いします。

【オートロック式マンション等の場合】

〈担当者〉 おはようございます。大阪税務署の鈴木と申しますが、佐藤さんはいらっしゃいますか。

〈従業員〉 佐藤は居りますが、どのようなご用件でしょう。

〈担当者〉 はい、用件については、この場所ではなんですので、そちらに伺わせていただいて直接私からお話しさせていただきたいと思つますのでよろしくお願ひします。

(2) 調査の協力と承諾

〈調査対象者〉 佐藤（調査対象者）でございます。

今日は、どのようなご用件でいらっしゃったのですか。

〈担当者〉 （身分証明書を提示し）大阪税務署の鈴木と申します。

本日は、〇〇税の税務調査で伺いましたので、お忙しいとは思いますが、
調査にご協力を願いします。

【無予告のため調査拒否された場合】

〈調査対象者〉 事前に連絡なしに来られても、こちらにも予定がありますので、日を改めていただけませんか。

〈担当者〉 今日はどんなご予定ですか。

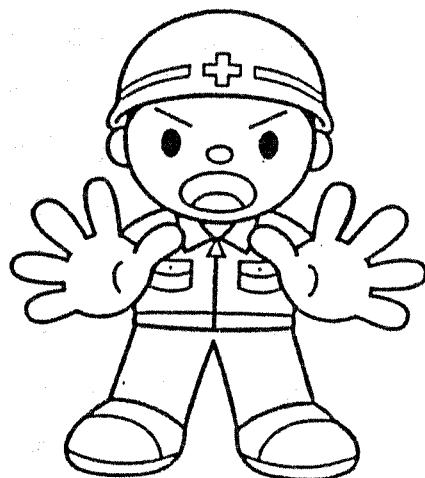
不都合でなければ、調査にご協力願えませんか、こちらもできる限り業務に支障がないよう調査を進めたいと考えておりますので、ご協力をお願ひいたします。

〈調査対象者〉 協力はしますが、なぜ事前に連絡がないのですか。

今まで、このような調査を受けたことはありません。

〈担当者〉 今回のように、事前に連絡せず調査に伺う場合もあります。

こちらも、ご協力をいただいた上で調査を進めたいと考えておりますので、調査にご協力をお願ひいたします。



(3) 調査担当者の待機

〈担当者〉 (従業員等に対して) 今、私どもの責任者が(調査対象者と)話をさせていただいているので、しばらく、こちらで待たせていただいてもよろしいですか。

〈従業員〉 どうぞ、あちらの応接室でお待ちください。

〈担当者〉 できるだけ、お仕事に迷惑のかからないようにいたしますので、こちらで待たせていただきます。

(待機する場所は、できるだけ目立たず、かつ、事務室内の状況が見渡せる場所を選ぶ。)

2 現物確認時における対応

(1) 現物確認についての承諾

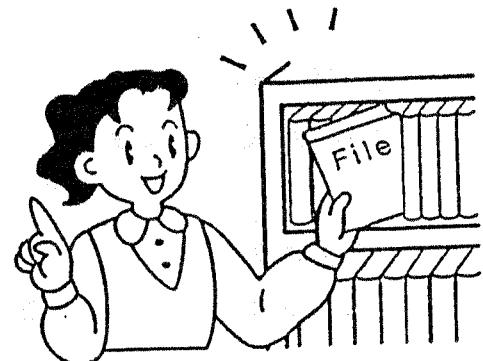
〈担当者〉 本日の調査においては、申告に当たりどのような帳簿書類があり、どのように記帳されているか、事業（会社所有の）資産の状況、現金等はどこに保管されているかなどを含め、事業のありのままの状況を確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

併せて、事務室内の役員や従業員の机やキャビネットなども確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

また、支店（事業所等）にも、
当方の職員が伺っておりますので、
各支店の責任者の方にも連絡して
ください。

〈調査対象者〉 分かりました。確認していただ
いても結構です。

支店（事業所等）にも、連絡い
たします。



(2) 支店・事業所等における現物確認

〈従業員〉 只今、佐藤（調査対象者）から、調査に協力するよう指示がありました。

〈担当者〉 それでは、この支店（事業所）には、どのような帳簿書類があり、どのように記帳されているか、どこに保管されているかなどについて、教えてください。

できるだけ業務に支障のないように配意しますので、従業員さんにもご協力いただけるよう、指示をお願いします。

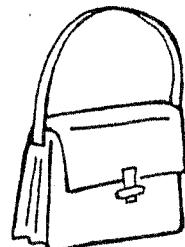
(3) プライバシーの保護

○ 個人の私物の確認

〈担当者〉 そのカバンに入っているものを、確認させていただけませんか。

〈調査対象者〉 これ（カバン・バッグ等）は、私物
ですので、事業に関係ありません。

〈担当者〉 事業に関係するものかどうかの確認
ですのでご協力を願いします。



○ 自宅等の確認

〈担当者〉 現金・預金証書・印鑑・不動産の権利書等は、事務所内に保管されていないようですが、どこに保管されていますか。

〈調査対象者〉 それは、自宅に保管しています。

〈担当者〉 それを確認させていただけませんか。

〈調査対象者〉 自宅まで見に来られるのですか。自宅は散らかっておりますし、会社の調査とは関係がないのではありませんか。

私が持って来ますので待ってい
てください。

〈担当者〉 保管場所等についても、併せて確認
させていただきたいので、一緒に行か
せてください。

〈調査対象者〉 そうですか、それでは一緒に来て
ください。



【自宅で集計や記帳を行っている場合】

〈担当者〉 昨日の伝票や売上金などは、どちらにあるのですか。

〈調査対象者〉 それは、自宅にあります。

〈担当者〉 自宅にあるのであれば、その現状も併せて確認させていただきたいので、
一緒に行かせてください。

【自宅が（法人所有の）社宅等となっている場合】

〈担当者〉 自宅については、確か、会社の所有の建物となっていたものですね。
それでは、使用状況等も併せて確認させていただきたいので一緒に行かせてください。

(4) 効果的な確認

〈担当者〉 あなた（従業員等）は、どのような仕事を担当されていますか。
(担当している仕事の内容、いつごろから担当しているか、前任者は誰か、記帳している帳簿・証票類等について聴取しながら) 記帳している帳簿書類等どこにありますか。

〈従業員〉 この机の中にあります。

〈担当者〉 それでは、机の中も併せて確認させていただきたいので、お手数ですが、引き出しの中のものを出していただけますか。

〈担当者〉 その封筒は、何が入っているのですか。

〈従業員〉 この封筒には、今日、銀行に入金するための現金が入っておりま

ります。

〈担当者〉 そうですか、申し訳ありませんが、その現金を金種ごとに数えていただけますか。



(5) 書類等の区分

〈担当者〉 (机・キャビネット等の現物確認後に) これらの書類を検討させていただきたいのですが、今の業務に支障があるものはありませんか。あれば、その書類から先に検討させていただきますが。

〈従業員〉 この帳簿は現在使用しておりますので、早く返していただけますか。

〈担当者〉 分かりました。

先にこの帳簿から検討いたしまして、できるだけ早くお返しします。

また、この小切手や手形は、コピーしてすぐにお返ししますので、コピーが終わるまで立ち会っていただけますか。

(6) 書類等の預かり

〈担当者〉 一部お預かりしたい書類があるのですが、お預かりして業務に支障があるものはありませんか。

〈調査対象者〉 この書類は、困るのですが。

〈担当者〉 それでは、業務に支障がある書類はコピーさせていただいて検討します。効率的に調査を進めるために、その他の書類をお預かりして検討させていただきますが、よろしいですか。

〈調査対象者〉 別に支障がありませんので、結構です。

〈担当者〉 もし、お預かりした書類が必要になりましたら、預り証に記載している担当者の鈴木まで、ご連絡ください。

（支店等において、書類を預かる場合は、調査対象者及びその支店等の責任者の了解を得る。）

(7) 書類等の返却

〈担当者〉 お預かりした書類をお返ししたいので、お渡ししている預り証と書類を照合していただけますか。

〈調査対象者〉 確かに書類は確認しましたので、預り証はお返しします。

〈担当者〉 お手数ですが、その預り証に返却日と署名・押印をお願いします。また、これらの書類は、どちらにもどせばよろしいですか。

〈調査対象者〉 こちらで片づけますので、結構です。

〈担当者〉 それでは、お手数ですがよろしくお願ひいたします。

(8) 現物確認終了後の留意事項

〈担当者〉 これらの書類は、キャビネットに戻しておきます。テーブルも元の状態に戻しましたが、灰皿はここに集めております。



参考資料集

1 参考条文

「当該職員の質問検査権」

「受任義務及び守秘義務」

2 現況調査時の各種様式

- (1) 預り証
- (2) 印影簿
- (3) 金種表
- (4) 預貯金証書等確認調
- (5) 保険契約調
- (6) 確認帳票明細
- (7) 不動産売買調
- (8) 保有株式（債券）残高一覧表
- (9) ゴルフ会員権等所有調

1 参考条文

参考資料「当該職員の質問検査権」

○ 所得税法

第 234条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第 123条第 1 項（確定損失申告）、第 125条第 3 項（年の中途で死亡した場合の確定申告書）若しくは第 127条第 3 項（年の中途で出国をする場合の確定申告書）（これらの規定を第 166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者
- 二 第 225条第 1 項（支払調書）に規定する調書又は第 226条から第 228条まで（源泉徴収票等）に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書を提出する義務がある者
- 三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 相続税法

第60条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 紳税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 前条の規定による調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
 - 三 紳税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
 - 四 紳税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であったと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
 - 五 紳税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
 - 六 紳税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
 - 七 紳税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者
- 2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。
- 3 当該職員は第 1 項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 法人税法

第 153条 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第 154条 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払い若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払い若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

第 155条 前二条の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

第 156条 前三条の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○ 消費税法

第62条 国税庁の当該職員又は事業者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、消費税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第46条第1項の規定による申告書を提出した者
- 二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者
- 2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について準用する。
- 3 (税関の当該職員の質問検査権に関する規定のため省略)
- 4 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員は、第1項(第2項において準用する場合を含む。)又は前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項(第2項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

参考資料「受忍義務及び守秘義務」

○ 国家公務員法

第 100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
(※以下第2項～第4項を略す。)

第 109条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
(※以下一号～十一号及び十三号を略す。)

十二 第100条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者

○ 所得税法

第 242条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第 240条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。
(※以下一号～七号を略す。)

八 第 234条第 1項（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対し答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

九 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第 243条 所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 相続税法

第70条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
(※以下一号を略す。)

二 第60条第 1項の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを作成した者

四 第60条第 1項の規定による質問に対し答弁をしない者

五 前号の質問に対し虚偽の答弁をした者

第72条 相続税又は贈与税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○ 法人税法

第 162条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
(※以下一号を略す。)

二 第 153条又は第 154条（当該職員の質問検査権）（これらの規定を第 155条（質問検査権に係る準用）において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第 163条 法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 消費税法

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第62条第 1項（同条第 2項において準用する場合を含む。）若しくは同条第 3項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第69条 消費税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

預り証

殿

年月日

税務署 部門

大蔵事務官 印

税の調査上必要がありますので下記の帳簿書類等をお預かりします。

記

No	帳簿書類等の名称	事業年度	数量	返却年月日	印
1		自 至	・ ・	・ ・	
2		自 至	・ ・	・ ・	
3		自 至	・ ・	・ ・	
4		自 至	・ ・	・ ・	
5		自 至	・ ・	・ ・	
6		自 至	・ ・	・ ・	
7		自 至	・ ・	・ ・	
8		自 至	・ ・	・ ・	
9		自 至	・ ・	・ ・	
10		自 至	・ ・	・ ・	

年月日

上記の帳簿書類等について確かに返却を受けました。

氏名

印

(注) この預り証は、帳簿書類等の返却の際に返しいただくことになりますから、大切に保管してください。

印 影 簿

対象者

ア	
力	
サ	
タ	
ナ	
ハ	
マ	
ヤ	
ラ	
ワ	
	平成 年 月 日 (保管場所)

金種表			年月日	
保管場所				管理者
性質	公表・簿外()		発生期間	~
金種	カウント欄	数量	金額	帯封(BK・日付・印)、特記事項
帯封1万札				
" 札				
" 札				
1万札				
5千札				
1千札				
5百玉				
百玉				
50玉				
10玉				
5玉				
1玉				
合計				

小切手等	銘柄等	金額	備考
合計			

調認確等書証金貯預

卷之三

調約契険保

現在) 日月年(

○ 確認申長票明細

確認場所